

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第29号

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成25年うるま市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「間にある者」の次に「又は児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第1項に規定する別表第1に定める程度の障害の状態にあつて、20歳に達する日の属する月の末日までにある者」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則に定める場合においては、この届出を省略することができる。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（以下「改正後条例」という。）第2条第1号の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（受給者証の有効期限の特例）

2 改正後条例第2条第1号の規定による児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する別表第1に定める程度の障害の状態にあつて、20歳に達する日の属する月の末日までにある者及びその保護者に対して、最初に交付される受給者証の有効期間の始

期は、第6条第1項ただし書の規定にかかわらず、令和8年4月1日とする。

3 前項に規定するもののほか、受給者証の有効期限の特例に関し必要な事項は、規則で定める。

4 附則第2項に規定する令和8年4月1日を有効期限の始期とする受給者証の申請期限は、令和8年10月31日までとする。